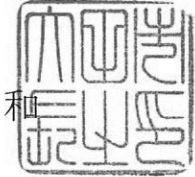


売 払 い 公 告

次のとおり公有財産売払いの一般競争入札を実施するので、大田市財務規則(平成17年大田市規則第44条)第92条の規定に基づき公告する。

令和 4年 10月 20日

大田市長 楫野弘和



記

売払い物件の表示	別紙のとおり
売 払 い の 方 法	一般競争入札
入 札 の 日 時	令和 4年 11月 21日(月) 9時30分から
入 札 の 場 所	大田市役所 2階 第2会議室
開札及び落札の決定	入札場所において、ただちに開札し、予定価格以上にして最高札者を落札者とします。
代理人による参加	代理人が入札に参加される場合は、代理権限を証する書面が必要です。
入札参加者の制限	入札に係る契約を締結する能力を有しない人、及び破産者で復権を得ない人、並びに市税等の滞納のある人は参加できません。
入札参加の制限	郵便での参加はできません。
入 札 保 証 金	物件ごとに、入札金額の100分の10以上を納付して下さい。 ・入札保証金は事前に納付して下さい。 ・入札時に納付されておらずと入札に参加できません。 ・入札保証金は、落札者以外の人には落札者が決定した後、落札者には売買契約の締結後、それぞれお返しいたします。
入 札 の 無 効	入札の条件に違反した者の入札は無効になります。
契 約 の 締 結	落札決定後7日以内に契約を行います。
及 び 契 約 保 証 金	契約保証金は落札金額の100分の10以上を納付していただきます。
代 金 の 納 入 期 限	代金は売買契約締結後、原則として1ヶ月以内に納付していただきます。
そ の 他 の 事 項	1. 土地の所有権移転登記事務は市により行います。ただし、登録免許税等の実費については、落札者の負担となります。 2. 地方自治法及び同法施行令並びに大田市財務規則により実施します。 3. 現地説明会は希望者のみ実施します。希望される方は、11月11日(金)までに大田市役所 総務部 管財課までご連絡ください。 4. 平成24年4月1日から大田市暴力団排除条例が施行され、入札参加資格者に対し「暴力団等排除に関する誓約書」の提出をお願いします。 5. 入札についてのお問い合わせ並びに入札保証金の納付は、大田市役所 総務部 管財課へお申し出ください。

連絡先 大田市役所 総務部 管財課 TEL 0854 - 83 - 8018(直通)